議第30号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について京都市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京都市長門川大作

京都市介護保険条例の一部を改正する条例 京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「29,700円」を「23,760円」に改め、同条第3項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「43,956円」を「34,056円」に改め、同条第4項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「57,420円」を「55,440円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第4条第1項各 号列記以外の部分の改正規定は公布の日から、次項の規定は令和2年4月 1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第2項から第4項までの規定による保険料の額の通知その他保険料を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、平成31 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

2 (議第30号)

提案理由
第1号被保険者の一部の者について、令和2年度の保険料率を引き下げる
等の必要があるので提案する。